

核セキュリティ協力に関する日米ファクトシート

1 核物質の最小化

日本及び米国は、高速炉臨界実験装置（FCA）から撤去された高濃縮ウラン（HEU）燃料及び分離プルトニウム燃料が成功裡に米国に到達したことを歓迎する。両国は、2016年の米国核セキュリティ・サミットでコミットした、京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）におけるHEU燃料の低濃縮ウラン（LEU）燃料への転換及びHEU燃料の全量撤去に向けた詳細な議論を開始した。両国は、LEU燃料の試験材のための複合的な製造パラメーター及び製造試験スケジュールについて議論している。暫定的な転換の予定及び後に来るHEU燃料の米国への全量撤去について技術的なレベルで議論されている。日米は、また、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）及び東京大学の弥生炉を含む追加のHEU燃料についても取り組んでいく。

2 核物質の適正管理

日本は資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、再処理や高速炉開発を含む核燃料サイクル政策を選択していることを確認する。日本は利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持する。両国は、右原則の履行により、日本のプルトニウム保有量の削減という目標が達成されるであろうことを認識する。また、両国は、日本が新たな高速炉開発方針の下でも高速炉開発政策の堅持にコミットしているとの事実を踏まえ、同原則の一貫性には何ら懸念がないことを確信する。

米国は、日本が、再処理事業全体のガバナンスを強化する新たな法制度整備を含め、上記原則を堅持するための国内制度強化の努力を継続してきたことを評価する。また、米国は、日本が、中長期的な柔軟性をより持たせるため、追加的な中間貯蔵施設設置等、使用済燃料の貯蔵能力を拡大するプロセスを継続していることを歓迎する。

米国は、日本が最先端の保障措置を原子力施設に適用し、プルトニウム国際管理指針に沿ったプルトニウム保有量の報告を毎年行うことで、原子力政策における透明性の模範であると考えている。

両国は、日本のプルトニウム管理に関する懸念には与しないことを強調する。緊密かつ数十年にわたるこれらの問題に関する二国間協力に基づき、両国は、日本が引き続き、将来に向けて不拡散上の義務に完全に合致した形でプルトニウム管理を行っていくことを確信する。

3 核セキュリティ分野の秘密情報の交換

核テロリズムを防止する協力の取組を更に強化するため、両国は、可能な限り早期の合意に向け、核セキュリティ分野の秘密情報の交換を可能とする枠組みに関する交渉の進展を歓迎した。同枠組みは、核セキュリティの研修、核物質防護、保障措置及び輸送セキュリティを含む広範な問題に関し、日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）における二国間協力を更に深化させる。

4 核セキュリティ作業グループ（NSWG）

NSWGは、日米が世界中で核セキュリティを強化する上で指導力を発揮するよう促した。両国は、2016年7月に第7回NSWGを東京において開催した。両国は、核セキュリティの研修、核物質の魅力度の評価・低減に関する更なる協力の可能性を含めた核物質防護、保障措置及び核物質の輸送セキュリティ等の分野における進捗を強調した。両国は、核セキュリティの向上に資するべく、持ち出しが禁じられた核物質の起源の特定に繋がる、高度な技術を使用する核鑑識能力について、引き続き議論する。両国は、核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）におけるカリキュラム作成、セミナーや研修コースの実施について協力を継続してきている。

5 他の利害関係者との連携

米国は、2016年に日本がG7議長国として成功を収めたことに感謝し、G7伊勢志摩首脳宣言、核軍縮及び不拡散に関するG7外相広島宣言、不拡散及び軍縮に関するG7声明において核セキュリティを強調したことを評価する。また、米国は、日本が大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ（GP）議長国として、2016年の米国核セキュリティ・サミットにおいて採択されたGP行動計画の実施において、重要な役割を果たしていることを評価する。米露が共同議長を務める核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）の全体会合を2017年6月に日本が開催すること念頭に、日米は、引き続き、核テロリズムに対抗する取組を更に強化する。